

平成 23 年 12 月 22 日

寄付金のお願い

財団法人 ウェスコ学術振興財団

Tel : 086(254)2140

Fax : 086(253)2098

いつも一方ならぬお力添えにあずかり、誠にありがとうございます。

当財団は、岡山県内における学術振興を図るため、学術分野における研究者に対する研究費の助成並びに同分野における外国人の研究者及び研究生への研究資金の助成、その他これらに付帯関連する事業を行うことにより岡山県内の学術の振興を図るとともに、国際貢献に寄与することを目的としております。

当財団の事業目的にご賛同いただける企業・団体及び個人の方々にご寄付をいただき、1 人でも多くの研究者に、助成金を寄贈したいと思っております。

恐縮ではございますが、ご賛同いただける皆様にご寄付を仰ぎたく、お願いする次第でございます。
以上

当財団の事業内容

1. 学術研究費助成事業

- ・ 内 容 : 岡山県内の研究機関に所属している研究活動及び海外渡航に対する助成
- ・ 応募資格 : 全ての学術分野における研究者

2. 学術研究資金助成事業

- ・ 内 容 : 私費留学の外国人研究者及び研究生に対する研究資金の助成
- ・ 応募資格 : 岡山県内の研究機関に所属している全ての学術分野における私費留学の外国人研究者及び研究生

会員の種類

- ①. 寄 付 会 員 …… 1 口 10,000 円
- ②. 法人賛助会員 …… 1 口 50,000 円 (年会費)
- ③. 個人賛助会員 …… 1 口 5,000 円 (年会費)

ご協力頂きました寄付金は、事業目的の達成のための運用財源として、使用させていただきます。

なお、当財団は平成 13 年 5 月 15 日に岡山県教育委員会より法人税法施行令及び所得税法施行令に規定される「特定公益増進法人」として認定されておりますので、このご寄付については、下記のとおり税法上の優遇措置を受けることができます。

注)

- ・ 法人様の場合 (法人税法第 37 条・施行令第 77 条)
損金算入限度額の特例として、損金算入限度額と同額が別枠で損金に算入できます。
- ・ 個人様をご寄付の場合 (所得税法第 78 条・施行令第 217 条)
確定申告により、この寄付金の一部が所得控除されます。

ご寄付は現金又は振込でお願いします。
お振込の場合は右の口座までお願いします。

振込先 : 財団法人ウェスコ学術振興財団
預金口座: 中国銀行奉還町支店 普通預金 1 871 488